

松島監査第 3 号
令和5年5月24日

松島町長 櫻井 公一 殿

松島町監査委員 丹 野 和 男

松島町監査委員 後 藤 良 郎

令和5年度随時監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので同条第9項の規定により報告します。

1. 監査の対象

不納欠損処理を実施した全課（所・局）

2. 監査の対象とした事項

令和4年度松島町各種会計（一般会計、特別会計及び水道事業会計）

3. 監査日時

令和5年4月20日（木）、27日（木）

4. 監査の方法

（1）参考とした資料

監査対象課等に対して、不納欠損の処理手続きに要した書類一式

- ・不納欠損に関する決裁文書
- ・不納欠損を実施するまでの関係書類

（2）監査の方法

（1）の資料に基づき書面等で行った。

5. 監査の結果

①書類の提出又は説明を求めた課（班）

財務課（特別滞納整理室）、町民福祉課（福祉班、町民サービス班、こども支援班）、健康長寿課（高齢者支援班）

②令和4年度収入状況（令和5年4月18日現在）

単位円

科目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
町税	1,720,992,000	1,867,330,566	1,813,428,595	1,518,593	52,383,378
分担金及び負担金	21,944,000	19,933,036	17,456,234	60,040	2,416,762
諸収入	216,850,000	249,570,584	203,157,784	3,002,386	43,410,414
国民健康保険税	205,541,000	242,409,803	201,650,020	5,302,345	35,457,438
後期高齢者医療 保険料	179,254,000	171,314,560	168,797,500	184,800	2,332,260
介護保険料	396,577,000	395,058,340	387,014,882	1,627,430	6,416,028

6. 意見

監査における意見は次のとおりである。

①不納欠損処分について

町税等の適正な管理と収入未済額（以下、「債権」という）縮減のため、滞納者に対し、文書等により自主的納付を促し、応じない場合には、財産の差押えを行うなど、債権回収に努める一方、徴収できなくなった債権においては、実例に基づく不納欠損処理を行っている。業務の遂行にあたっては、民法、地方自治法、条例等に基づき適切に執行している。

また、債権の発生から消滅までの経過、その間に取った手続きについても、明確となっており、不納欠損処分の検討にも活かされている。

今後も引き続き、滞納者の生活状況を把握し、債権回収に努めることを望む。

②個人情報の保護と守秘義務の徹底について

滞納情報等は役場内で共有化されており、徴収事務の効率化及び強化が図られている。

一方で、個人情報の最たるものであることから、地方公務員法の守秘義務に抵触することの無いよう情報管理の徹底を望む。

7. 指摘事項

特になし